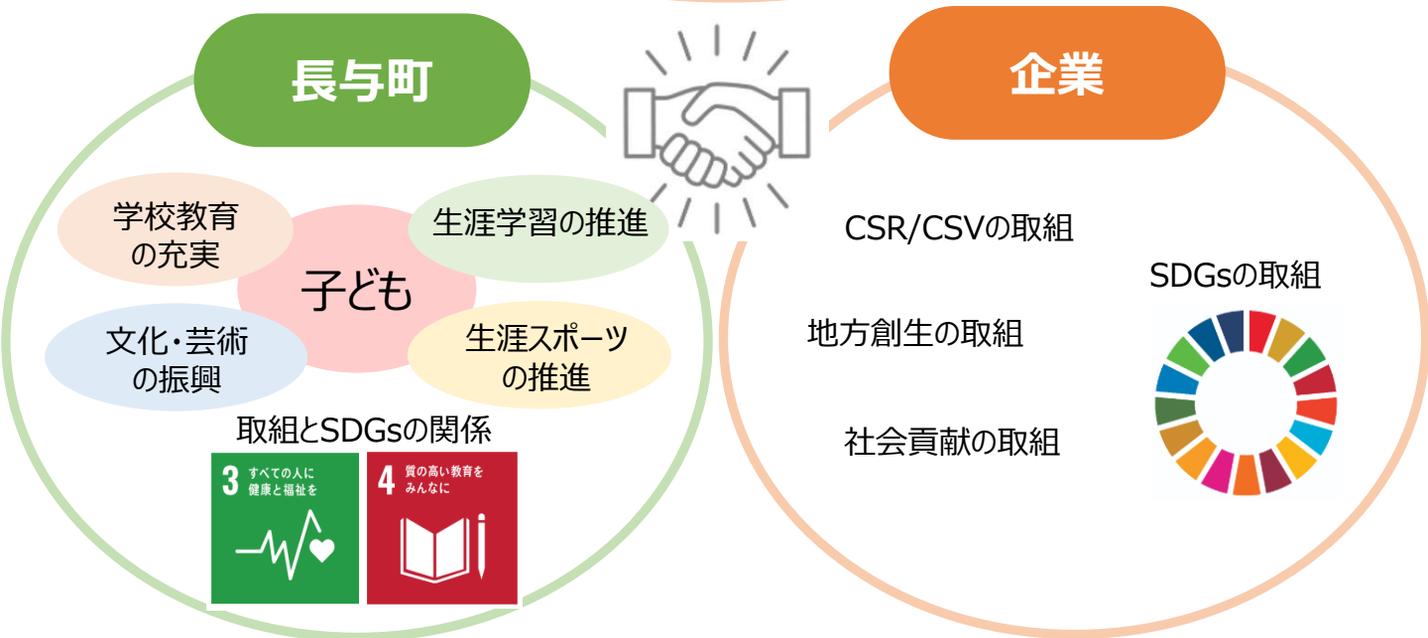


部活動の地域移行×企業版ふるさと納税

長与町では「子育て」「教育」「健康づくり」を柱とした地方創生の取組を推進し、多くの方々が幸福を実感できるような「幸福度日本一のまち」を目指しています。



『幸福度日本一のまち』の実現へ

長与町が取り組む、部活動の地域移行が目指すもの

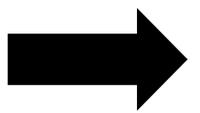
長与町には、3つの中学校（長与中学校・長与第二中学校・高田中学校）があります。令和5年度から、学校と地域が連携して、休日の部活動を学校の活動から地域の活動へ移行していきます。

長与町では、近年、これまで横ばいであった人口は減少局面に入り、少子高齢化の進展が顕著になりつつあります。長与町の子どもたちがやりたいスポーツを楽しめる環境を創るとともに、長与町に勤務する教職員が健康で元気に働ける環境の2つを実現し、「子育て」「教育」「健康づくり」につなげていきたいと考えています。



この取組にご賛同いただき、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）で、ご支援いただける企業の皆様を募集します。「幸福度日本一のまち」の取組へのご参画をぜひご検討ください。

企業版ふるさと納税に関する詳細は裏面へ

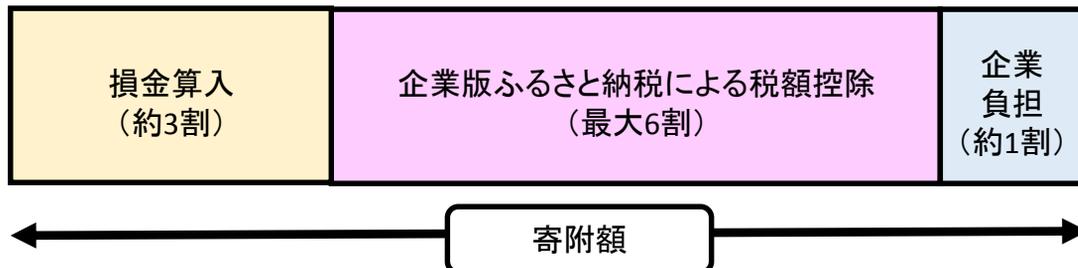


企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。寄附金の損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

（例）100万円寄附すると、最大約90万円の法人関係税が減免されます。

※企業の財務状況により軽減効果は異なります。



軽減効果が最大で
約9割もあるよ🍀



ナガヨミックン
長与町イメージキャラクター

【制度利用に際しての留意事項】

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として、企業への経済的な利益を供与することは禁止されています。
- 長与町に本社（地方税法における「主たる事務所又は事業所」）が所在する企業の寄附については、本制度の対象となりません。
- 青色申告を提出している法人が対象となります。
- 本制度による税額控除の特例措置は令和6年度までの予定です。
- その他、詳細について内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトもご参照ください。

本件に関するお問い合わせについて

●長与町の部活動の地域移行に関する内容

長与町教育委員会学校教育課
電話番号：095-801-5681
FAX：095-883-7151
E-mail：gakkyo@nagayo.jp

●企業版ふるさと納税に関するお申込・ご質問等

長与町政策企画課
電話番号：095-801-5661
FAX：095-883-1464